

(10月19日決算委員会)

教員の障害者雇用実態は全国最低（教育委員会）

【高木ひろし委員】

教育委員会における障害者雇用について伺う。決算に関する報告書302ページの教職員人事費に、昨年度の教員採用選考試験の実施状況が示されている。この教員採用選考試験で、障害者に配慮した特別な選考は行っていたのか。また、昨年度の教員採用選考試験で障害者を何人採用したのか。

【教職員課主幹（県立学校人事）】

特別な選考は二つ行っている。一つは身体障害者手帳の交付を受けている者を対象とした障害者選考で、点字、時間延長、手話などの支援を行い、障害がある受験者が不利にならないような配慮している。もう一つは障害者大学推薦特別選考で、大学から推薦があった障害者について、第1次試験を免除している。

昨年度に実施した教員採用選考試験では、15人の障害者の出願があった。選考の結果、高等学校教諭で1人、特別支援学校教諭で1人を採用している。

【高木ひろし委員】

高等学校教諭で1人、特別支援学校教諭で1人というのは大変少ない。

本年6月1日現在の障害者雇用数について、国家公務員における障害者雇用率の数字に大きく水増しがあるのではないかとということが大きな問題となった。国は民間企業に対しては、障害者雇用率を本年4月から更に引き上げて、厳しく障害者雇用を促進するよう取り組んできた。国でごまかしがあったことは、努力している民間企業に大変申し訳ない事態であり、これが長期間にわたって慣例化していたといわれると、あきれてしまう。

本県でも、国の動きを受けて、本年4月から障害者雇用率の目標が2.5パーセントとされ、教育委員会では2.4パーセントとされた。いずれも達成しているということであったが、これを再調査し、本年9月28日に教育委員会が調査結果を発表した。調査結果の概略を伺う。

【教職員課主幹（人事企画・教員免許・法務）】

障害者雇用状況調査の当初の調査では、障害者の実数を672人として報告していたが、再調査の結果、障害者手帳等で改めて確認できた者が247人、診断書の確認はできたが都道府県知事の定める医師若しくは産業医のものではなかった者が267人、過去に手帳等で確認した旨の記録があったものの今回の再調査では確認ができなかった者が61人、手帳等の確認はできたが調査対象外の職員であった者が97人、今回の再調査で新たに申告があった者が2人であった。

このため、国へ報告する障害者雇用状況は、改めて障害者手帳で確認できた者247人に、新たに申告のあった2人を加えた249人となり、障害者雇用率は1.17パーセントとなった。

なお、249人の障害種別は、身体障害が230人、知的障害が3人、精神障害が16人である。

【高木ひろし委員】

正確に調査し直した結果、当初報告の半分以下となった。知事部局では問題なしとされているが、なぜ教育委員会ではこのような事態になったのか。再調査で多くの人数が除外すべき対象となった原因を伺う。

【教職員課主幹（人事企画・教員免許・法務）】

再調査の結果、国のガイドラインで定める指定医や産業医ではない医師の診断書で確認したケースや、以前から障害者に該当するとして引き継がれて報告してきたが、いつの時点で本人

の同意を得て診断書や手帳を確認したかが把握できないケースが多くあったことが判明した。

そうした間違いが生じた原因は、障害者の確認について通知文や周知用ちらしの記載が不十分であったことと、障害者雇用状況調査に携わる職員の知識・認識が不足していたことによるものと考えている。

【高木ひろし委員】

認識不足で済まされてよいのか。民間企業であれば、虚偽の報告をした場合は罰則を科される。また、障害者の法定雇用率に達しない場合は、足りない1人分につき、月5万、年60万の納付金を納めなければならない、非常に厳しく集計されている。

国及び地方公共団体には罰則や納付金はないが、障害者が社会全体の中で7パーセントから8パーセントいるため、雇用者数全体の中で、せめて2.5パーセントは保障しようということで運用されている制度である。国や地方公共団体がこのようなずさんなことを行いながら、この制度を民間企業に求めてきたということで大きな信用の失墜が起きている。

このような問題が発生したことについて、どう考えているのか。また、今後どのように取り組んでいくのか。

【教育長】

教育委員会が採用している教員は小中学校・県立学校と多数おり、障害者の確認はそれぞれの学校長が対応している。今回、こうした問題があったことを踏まえて改めて調査した結果、先ほどのような結果となった。全体の報告を受けて、意図的に水増ししたことは決してない。診断書はあるが定められた指定の医師の診断書ではない等のケースであり、それは現場で確認している職員の認識不足ではあったものの、認識不足に至ったのは教育委員会の周知徹底が不十分であったためである。今回の件を踏まえて、今後、障害者雇用を積極的に進めたい。なお、知事部局は特に問題ないと聞いている。

【高木ひろし委員】

一般競争試験の中で障害を持っている人を同じ基準で採用すると、合格点に達する人が少なくなるのはやむを得ない。そのため、目標数値を決めて、特別枠で障害者を採用する方法を当然考えるべきである。国では数千人足りないといわれており、今後、補正予算を組んで、非常勤職員を含めて約4,000人を別枠で採用するという大きな方向性を出している。教育委員会でも目標数値に足りない人数を新たに雇用しなくてはならないが、具体的な対策はあるのか。

【教職員課長】

障害者採用の促進に向けては、一度に採用することは困難であることから、計画的に進めたい。

まず、正規職員の採用として、来年度実施する教員採用選考試験から、障害者採用枠を設けたい。また、実習助手採用選考試験についても知的障害枠を新設したい。現在、身体障害者を対象とした試験を実施している小中学校事務職員についても採用枠を拡大していきたい。なお、年度当初から雇用している非正規講師は、これまでは各学校で面接を実施するなどして、人材を確保してきたが、障害者雇用を拡大する方策として、本年度中に、障害者を対象として一定数を公募して学校へ配置していく形をとりたい。その他、モデル事業の研究や様々な方法を取って障害者の法定雇用率の達成に向け努める。

【高木ひろし委員】

教員として採用する人は、教員免許を持った人でなければならない、教員採用における障害者の割合を増やすには、教員養成課程における障害者の修学環境を整備しなければならない。また、職場となる学校に障害のある人が勤務できるような環境があるかどうかに関わってくる。多目的トイレ、スロープ、エレベータ等が全くない学校へは、障害のある人を採用しても配置

できない。高等教育課程でも障害者が修学できるインクルーシブ教育の環境を整備し、底上げしていくことも含めて対策してほしい。

教員人事の諸問題について（教職員課）

教職員人事に関連して、現在、教育委員会の中で、うつ病、ノイローゼ等の精神的な病気や障害によって長期療養している教員は何人か。

【教職員課長】

休職者数は、昨年度は小学校、中学校、高等学校、特別支援学校合わせて302人であり、うち、精神疾患による休職者数は224人である。

【高木ひろし委員】

一般の職場に比べると精神疾患を中心とした長期療養が非常に多く、段々増えていると聞いている。背景にはいろいろな事情があると思うが、最近特に問題になっているのは教員の多忙化である。子供たちと接する本来の教育業務だけでなく、事務や連絡調整、報告書の作成等、教員が非常に多忙となっている。新聞報道では、過労死ラインの月60時間以上残業している教員が半数以上いるとのことである。こうした実態が背景にあり、勤務が続けられない事態に陥っていると推察する。

うつ病等の長期療養が発生している現状に対し、どのような対策が取られているのか。

【福利課長】

メンタルヘルス対策として相談事業がある。福利課に在籍の臨床心理士、保健師が、メンタルヘルス不調者の在籍校を巡回し、当該者や管理職の相談を受け、具体的な助言を行うなどの支援をしている。

また、メンタルヘルスでは、四つのケアとして、セルフケア、学校長や管理職等のラインによるケア、保健スタッフ等によるケア、外部資源によるケアがあるが、セルフケアでは、平成28年度からストレスチェックを実施している。

職員自身が高ストレス状態であるかどうかを認識することがメンタルヘルス対策には必要であると考えており、そうした観点から引き続き支援していく。

【高木ひろし委員】

決算に関する報告書302ページの教職員人事費について、もう一点伺う。教員がわいせつ事案や暴力事案など様々な不祥事を起こすが、昨年度の事案ごとの処分件数はどのようになっているか。

【教職員課主幹（小中学校人事）】

昨年度の懲戒処分件数は20件である。

事案別の内訳は、交通事故が1件、体罰が1件、わいせつ行為や盗撮が10件、窃盗や不適切な行為が8件である。

【高木ひろし委員】

不祥事の中でも、子供たちに対する体罰とわいせつ事案は、教員が児童生徒に対してそういう行為に及ぶということはあるとはならない。子供の頭を黒板に打ち付けて、暴力を加えたという事例が豊橋市であった。この教員は以前にも生徒に対する暴力で戒告処分を受けており、2回目の処分である。問題を起こして子供に危害を加えるおそれのある教員が、処分を受けた後にまた教壇に立って子供に接するということは、保護者としては不安だということで、処分を受けた後に、保護者から県教育委員会及び豊橋市教育委員会に要望が出された。

停職以下の処分を受けた教員の人事上の扱いはどのような状況になっているか。

【教職員課主幹（小中学校人事）】

昨年度に、免職ではない停職以下の懲戒処分を受けた職員は12人であった。

うち8人は依願退職しており、教壇には立っていない。4人は引き続き勤務している。

なお、過去を含めて、処分内容がわいせつ事案の場合は、停職以下の処分の場合も全て依願退職しており、教壇には立っていない。

【高木ひろし委員】

当然であり、それを聞けば保護者も安心する。こういった事案が繰り返されることがないように強く要望する。

障害のある児童生徒の学習権の保障（教育委員会）

次に、決算に関する報告書322ページの特別支援学校費に関して、障害のある子供の就学状況について伺う。障害のある子供に対する教育は、特別支援学校に通っている子供に関するものだけではない。決算に関する報告書を見ると、特別支援教育というのが特別支援学校に通っている子供のみを対象にしているかのような誤解を生みかねない。平成25年に学校教育法施行令が大きく改正された。それまでは就学前検診等で子供に障害があると発見された場合、地域の教育委員会が特別支援学校に行くようにと就学指導を続けてきた。学校教育法施行令改正によって、保護者の意向を最大限に尊重して地域の学校も選択できるようになった。今までの就学指導という名称が就学支援に変わった。言葉の変化だけではなく行政側が子供の障害の程度を判断して特別支援学校へ振り分けていくということを根本的に転換したものであると理解している。

現時点で特別支援学校へ通っている生徒は6,000人強であり、これ以外に小中学校で特別支援学級に在籍する子供や通常学級に在籍し通級指導を受けている子供がいる。昨年度に入学した小学校1年生では、それぞれどれくらいの割合なのか。

【特別支援教育課長】

昨年度の小学校1年生では、小学校の通常学級で通級指導を受けている児童は143人で全体の0.3パーセント、特別支援学級に在籍している児童は1,019人で2パーセント、特別支援学校は269人で0.5パーセントで、合わせて特別支援を受ける子供は1,431人で全体の2.9パーセントである。

【高木ひろし委員】

学校教育法施行令の改正により、就学先決定のルールが大きく転換したが、転換の意図が現場の教育委員会や学校、保護者に伝わっているのか心配である。特別支援の三つの分類の分布は、学校教育法施行令改正前と昨年度ではどのような傾向の変化が見られるのか。

【特別支援教育課長】

平成25年度の通級指導の児童数は94人で全体の0.2パーセントで、昨年度は143人で0.3パーセントと増加している。特別支援学級は、632人で全体の1.3パーセントで、こちらも昨年度は1,019人で2パーセントと増加している。特別支援学校は270人で0.5パーセントで、昨年度の269人、0.5パーセントとほぼ変化はない。

【高木ひろし委員】

法律上、障害児に分類される障害の等級・種別のほかに、発達障害という分類がクローズアップされ、これまでは障害児というような扱いには必ずしもされなかった子供が、特別な支援の対象と認識されるようになってきた。特別支援教育のニーズ、対象者が増えていることもあり、学校、学級の分布が何によって変化や増加が生じているのか分類しにくいと思う。

障害者の権利に関する条約を踏まえ、特定の学校に行きたいという要望がある場合に、物理

的な理由や制度上の理由で要望に沿わないような、就学先が強制されることは絶対あってはならない。就学児の親、地元の教育事務所、教育現場に対して学校教育法施行令の趣旨の徹底が必要である。最近そのような内容の文書を出したと聞いたが、文書の内容について伺う。

【特別支援教育課長】

本年度9月13日付けで、義務教育課長・特別支援教育課長の連名で「一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実に向けて」として各教育事務所長・支所長に対して依頼文を配付した。内容は、平成25年9月の学校教育法施行令改正に伴う本人、保護者の意見を最大限尊重した教育支援が行われるようにといったものである。

【高木ひろし委員】

是非徹底してほしい。大阪府を始め、他都府県ではホームページやパンフレットを作成し、どこに相談するのか、どういう選択肢があるのかが分かりやすく示されている。教育事務所等への依頼だけでなく、保護者への啓発もしてほしい。

最後に、決算に関する報告書310ページの高等学校入学選抜費について伺う。今春実施された平成30年度愛知県公立高等学校入学者選抜で、県立高等学校でかなりの欠員が生じたと聞いている。全日制課程、定時制課程で、それぞれ欠員が生じた学校は何校で、欠員数は何人であったのか。

【高等学校教育課長】

今春実施された平成30年度愛知県公立高等学校入学者選抜で欠員が生じた学校数、欠員数は、全日制課程で37校1校舎、713人、定時制課程で、昼間定時制と夜間定時制を合わせて25校、356人であった。

【高木ひろし委員】

全日制課程では、4万3,800人の生徒募集のための設備や人員の予算を県議会が議決しているにもかかわらず、700人もの生徒数が足りなかった。私立高等学校との関係もあると思うが、欠員数が増えつつあることは、予算決算上、大きな問題である。欠員がこれだけ生じていることについて、対策をどのように考えているのか。

【高等学校教育課長】

学校の魅力づくり、発信を一層推進していく必要があると考えている。そのために県立高等学校の将来計画を検討している。また、特定の地域や学校に多くの欠員が生じることによって、学校、地域の活力低下にもつながることから、募集計画を慎重に策定していくことを考えている。

【高木ひろし委員】

生徒を募集し、志願者が定員に満たなかった場合に、普通に考えれば、よほどの事情がない限り全員合格である。意欲があつて、その学校に入りたいと希望した場合、定員に余裕があるにもかかわらずそれを断るといふことがあつていいのか。定員内不合格という問題について、一般論としてどのように考えるか伺う。

【高等学校教育課長】

高等学校長に対しては、原則として募集人員を満たしていない場合には、できる限り不合格者を出さないよう指示している。

【高木ひろし委員】

今日の傍聴者の中に、今春、県立高等学校の定時制、全日制の両方を受検したが不合格となり、大変悲しい思いをした障害のある子供と保護者がいる。高等学校全入がいわゆる昨今、高等学校に入学したいと切望している障害のある子供の学力が足りないため、定員に達していな

いのに不合格と拒絶することは障害者差別につながる事案である。定員内不合格は出すべきではないという一般論であるが、このような事例が県内でも毎年発生している。個別の事例を見ると本当に悲しく、浪人して来年も受検したいと本人は言っているが、繰り返されてはならない事態である。これは個別の学校長の総合的判断という中に結局逃げ込まれてしまって、学校長へ責任を転嫁しているようにも聞こえる。選抜の在り方は、教育委員会としてはっきり姿勢を示し、定員に余裕があるのに入れない子供が生じないようにしてほしい。